

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年1月13日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

就学援助の申請方法に、東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請を追加するため。また、学校給食費の公会計化に伴い、条文及び様式を改正するほか、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者は、東京電子自治体共同運営協議会が運営する電子申請サービスにより申請をすることができる。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 <u>前項の規定により、校長を経由して就学援助費を支給する場合は、</u>受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。ただし、当該受給者が未就学児に係る入学準備金のみを受給する場合は、この限りでない。</p> <p>3～7 ……略……</p> <p>8 <u>前各項の規定にかかわらず、受給者（立川市立学校設置条例（昭和</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて<u>直接又は就学を予定している学校の校長を経由して</u>委員会に提出しなければならない。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。ただし、当該受給者が未就学児に係る入学準備金のみを受給する場合は、この限りでない。</p> <p>3～7 ……略……</p>

38年立川市条例第66号)別表に定める市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に限る。)は、就学援助費のうち学校給食費に係る部分(以下「就学援助学校給食費」という。)については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任するものとする。

9 前項の規定により委任を受けた委員会は、就学援助学校給食費を受給者の学校給食費に充当するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条に1項を加える改正規定 令和5年2月13日

(2) 第7条に2項を加える改正規定 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日

ア 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校に在籍する児童及び生徒の保護者
令和5年4月1日

イ 立川市立学校設置条例別表に定める前号に掲げる小学校以外の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の保護者 令和5年8月1日

必要書類添付欄

裏面全面をお使いください。

校長所見（通常は不要、必要な場合のみ使用する。）

年 月 日

学校名

校長

印

【問合せ先】
立川市教育委員会
電話